

障精発0422第2号

令和4年4月22日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

(公 印 省 略)

医療観察診療報酬明細書等の記載要領について

標記については、「医療観察診療報酬明細書等の記載要領について」（令和2年4月22日付け障医発0422第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室長通知（以下「旧通知」という。））により取り扱われているところであるが、今般、当該記載要領を別紙のとおり定め、令和4年5月1日（4月診療分）から適用することとしたので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、旧通知は、令和4年4月30日限り廃止する。